

## 募集要項の追加説明について（平成 24 年 12 月 7 日）

募集要項 P.4Ⅲ.1.(1)③及び P.9Ⅵ.2.⑥に記載されている「競争入札参加資格申請」について追加説明いたします。

- ・「競争入札参加資格申請」については、第二次審査において、その証する書類の写しを提出するものであり、第一次審査の書類提出時において、その資格の認定を取得している必要はありません。
- ・ただし、認定の取得までに一定の審査期間を要するため、第一次審査の書類提出前に平成 23・24 年度の認定申請を「かながわ電子入札共同システム/資格申請システム」及び小田原市総務部管財契約課契約係において行って下さい。

◆ 「かながわ電子入札共同システム/資格申請システム」

<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

◆ 「かながわ電子入札共同システム 小田原市」

（小田原市総務部管財契約課契約係）

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/business/contract/construct/dennyyuu.html>

※資格申請において、業種区分「コンサルタント」、営業種目「建築設計」、細目「意匠」で申請を行って下さい。なお、今回の申請時に、「建築設計」や「意匠」以外の営業種目等を同時に申請することもできます。